特定事業所加算 算定基準確認票

特定事業所加算 所定単位に 300 単位を加算

①~⑥すべて適合(平成27年度新設)

1

| 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そ | のうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

留意事項

少なくとも常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。なお、2名(相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名以上含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の場合については、当該相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

2

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

留意事項

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

- (一) 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。
 - ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
 - イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
 - ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
 - エ 保健医療及び福祉に関する諸制度
 - オ アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術
 - カ 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
 - キ その他必要な事項
- (二) 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。
- (三) 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。

3

24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

留意事項

24 時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。

4)

指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、①に規定する相談支援である現代研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

留意事項

相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。

(5)

基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が 困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。

留意事項

特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。

6)

基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

留意事項

※本加算を取得した特定相談支援事業所については、毎月末までに、<u>基準の遵守状況に関する所定の記録を作成</u>し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。